資金決済法に基づく情報提供

(ニチベイプリペイドカード)

1. 称号

日米商事株式会社

- 2. 前払式支払手段の支払可能金額等 ニチベイプリペイドカードの入金上限金額 99,000円
- 3. 使用できる期間および期限 (サーバ型ニチベイプリペイドカード) 最終利用日から2年間
- 4. お問い合わせ先

山形県山形市大字青柳字一本木85

日米商事株式会社

電話番号:023(687)5555

受付時間:9:00~17:00

(土日祭日、年末年始を除く)

5. 使用できる施設等

日米商事株式会社で運営するガソリンスタンド (ただし、山形市の「県庁前SS」を除く)

- 6. 利用上の注意
 - ・ チャージした後の払戻し、交換、換金または返金は行っておりません。 ただし、当社がサービスの提供を終了する場合にはこの限りではありません。
 - ・ ニチベイプリペイドカードを紛失・盗難・偽造もしくは改ざんされた場合、または お客様の許可なく第三者に使用された場合であっても、当社は残高の保証をいたし ません。
- 7. 未使用残高の確認方法

(サーバ型ニチベイプリペイドカード) 専用WEBサイトにて確認できます。

8. 資金決済に関する法律について

資金決済に関する法律 第14条第1項の規定の趣旨:

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、毎年3月31日および9月30日現在の未使用残高が1,000万円を超えるときは、その半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより、資産保全することが義務付けられています。

資金決済に関する法律 第31条第1項に規定する権利の内容:

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第31条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

9. 無権限取引への対応方針

ニチベイプリペイドカードは無記名式プリペイドカードであることから、当社の故意 または重過失による場合を除き、不正使用等がありお客様その他の第三者に対して損 害が生じたときでも、その責めを負わないものとします。また、不正利用等されたプ リペイドカード残高の補償もいたしかねますのでご了承下さい。

また当社は、不正取引が発生した場合について、被害額や件数等の事情を勘案し、社会的な影響が大きく、被害の拡大防止および類似事案の発生回避のために必要と認めるときは、速やかに必要な情報を公開します。